

新生活応援キャンペーン規約

この取扱い、東北電力フロンティア株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する「新生活応援キャンペーン」（以下「本キャンペーン」といいます。）にもとづき、対象プランの新規ご加入による特典等に係る取扱いを定めたものです。

1 本キャンペーン期間

本キャンペーンの対象期間は、2025 年 2 月 3 日から 2025 年 5 月 12 日までといたします。

2 キャンペーン特典

(1) 割引特典

イ 対象のお客さま

この割引特典は、本キャンペーン期間中に個別約款「スマートでんき」、個別約款「水のチカラ～あきた e でんき～」、個別約款「水のチカラ～いわて e でんき～」または個別約款「水のチカラ～やまがた e でんき～」(以下「対象個別約款」といいます。)の適用を新たにお申込みされたお客さまを対象といたします。

ただし、次の場合には、割引特典の対象外となります。

- ・ 対象の需要場所において、既に当社と需給契約を締結している場合

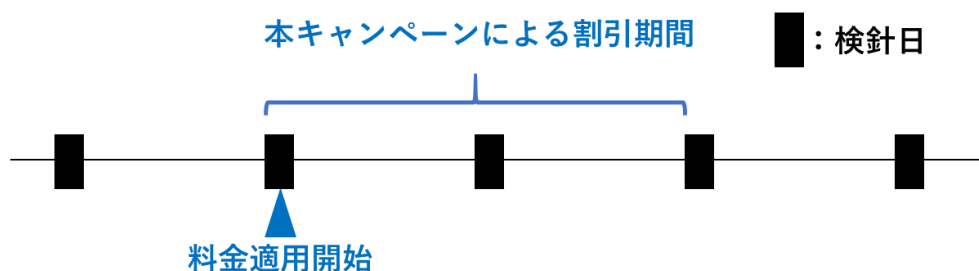
※契約種別変更により、対象個別約款の適用を新たにお申込みされた場合は、割引特典の対象外となります。

- ・ 2025 年 7 月 31 日までに対象個別約款による電気の供給を開始されない場合
- ・ 個別約款「A ターン応援割」、個別約款「いわて応援特典」または個別約款「やまがた移住・子育て割」の適用をお申込みされた場合

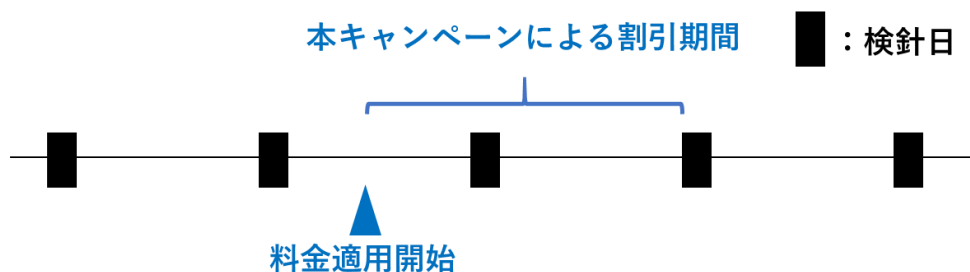
ロ 料金の適用期間

料金の適用期間は、対象個別約款による料金適用開始の日から、料金適用開始の日の直後の検針日から起算して 1 か月後の検針日の前日までといたします。ただし、対象個別約款による契約が消滅した場合は、消滅日の前日までといたします。

○ 対象個別約款による料金適用開始の日が検針日と同一の場合



○ 対象個別約款による料金適用開始の日が検針日と同一でない場合



ハ 料 金

(イ) ロに定める料金の適用期間における対象個別約款の各月の料金は、対象個別約款によって算定された金額から(ロ)の割引額を差し引いたものといたします。

(ロ) 各月の割引額は、対象個別約款によって算定された各月の基本料金といたします。

ニ その他

その他の事項については、基本約款および個別約款によるものといたします。

(2) 早期申込特典

イ 対象のお客さま

この早期申込特典は、次の条件を満たすお客さまに進呈いたします。

- ・ 本キャンペーン期間中、電気の供給を開始する 2 週間前（14 日前）までに、お引越しのとれない新たに対象個別約款の適用をお申込みされた場合
- ・ 早期申込特典の進呈を受ける時点で my フロンティア会員であり、かつ、対象個別約款による電気の供給が開始されているお客さま

ロ 早期申込特典の内容

イに定める条件を満たすお客さまに「フロンティア e ポイント」500 ポイントを進呈いたします。

ハ その他

- ・ 早期申込特典の進呈は 2025 年 6 月末までを予定しておりますが、諸事情により遅れる場合があります。
- ・ 早期申込特典の進呈の周知については、「フロンティア e ポイント」の進呈をもって代えさせていただきます。

3 その他注意事項

- ・ 当社が不適切と判断した場合は特典進呈を行わない場合があります。
- ・ 本キャンペーンの期間中または終了後、同様または類似のキャンペーンを行う場合があります。
- ・ 本キャンペーンの特典の権利は譲渡できません。
- ・ 本キャンペーンは予告なく変更または終了する場合があります。

以 上

2025 年 2 月 3 日 制定